

柔道整復師法の一部を改正する法律案要綱

第一 受験資格に係る規定の改正

柔道整復師国家試験を受けるために修得すべき知識及び技能に、放射線衛生学、エックス線撮影技術学及び放射線安全管理学を加えること。 (第十二条第一項関係)

第二 エックス線の照射

- 一 柔道整復師は、柔道整復師法第二条第一項に規定する業務のほか、施術所において同法第十七条ただし書の応急手当をしようとする場合において、脱臼又は骨折が疑われる者のその患部（撮影のためのエックス線の照射により放射線障害を生じさせるおそれが少ないものとして厚生労働省令で定める部位にあるものに限る。）の状態の確認のため、当該患部に、撮影のためのエックス線の照射（当該患部へのエックス線の照射により放射線障害を生じさせるおそれが少ないものとして厚生労働省令で定める基準に適合したエックス線装置によるものに限る。）をすることを業として行うことができること。
- 二 柔道整復師は、一によりエックス線の照射をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その照射に関する事項を記録し、これを保存しなければならないこと。

(第十七条の二関係)

第三 医師による診療

柔道整復師は、脱臼又は骨折が疑われる者に、第四の医師その他の医師による診療を求めさせなければならないこと。この場合において、第二の一によりエックス線の照射による撮影をしたときは、その診療をする医師にその画像が提供されるようにしなければならないこと。

(第十七条の三関係)

第四 連携する医師等

施術所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、脱臼又は骨折が疑われる者に対応するため連携する医師及び病院又は診療所を定めておかななければならないこと。

(第二十三条関係)

第五 広告の制限に係る規定の改正

柔道整復の業務又は施術所に関して広告をすることができる事項として、第四の医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称を加えること。

(第二十四条第一項第四号関係)

第六 罰則の整備

第二の二に違反した者は、二十万円以下の過料に処すること。

(第三十三条関係)

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き、平成三十一年四月一日から施行すること。 (附則第一項関係)

二 経過措置

1 この法律の施行前に行われた柔道整復師国家試験を受けてこれに合格したことにより、又は2により柔道整復師国家試験を受けてこれに合格したことにより、柔道整復師の免許を受けた者（厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が行う第二の一のエックス線の照射をする上で必要な知識及び技能に関する講習を受け、及びその修了試験に合格し、又は診療放射線技師国家試験に合格した者であって、柔道整復師名簿にその旨の登録を受けたものを除く。）については、第二は、適用しないこと。 (附則第二項関係)

2 第一にかかわらず、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の柔道整復師法第十二条第一項の規定による知識及び技能の修得を終えている者並びにこの法律の施行の際現に同項の規定により知識及び技能を修得中の者であってこの法律の施行後にその修得を終えたもの（第一による知識及び技

能の修得を終えた者を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、柔道整復師国家試験を受けることができること。 (附則第三項関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。